

[公営] 企業会計

公営企業会計方式と官公庁会計方式の違い (概念図)

(ここでの概念図とは物事の全体を大体において把握するための図です。)

<水道事業会計の場合>

公営企業会計方式

<収益的収支>



<資本的収支>

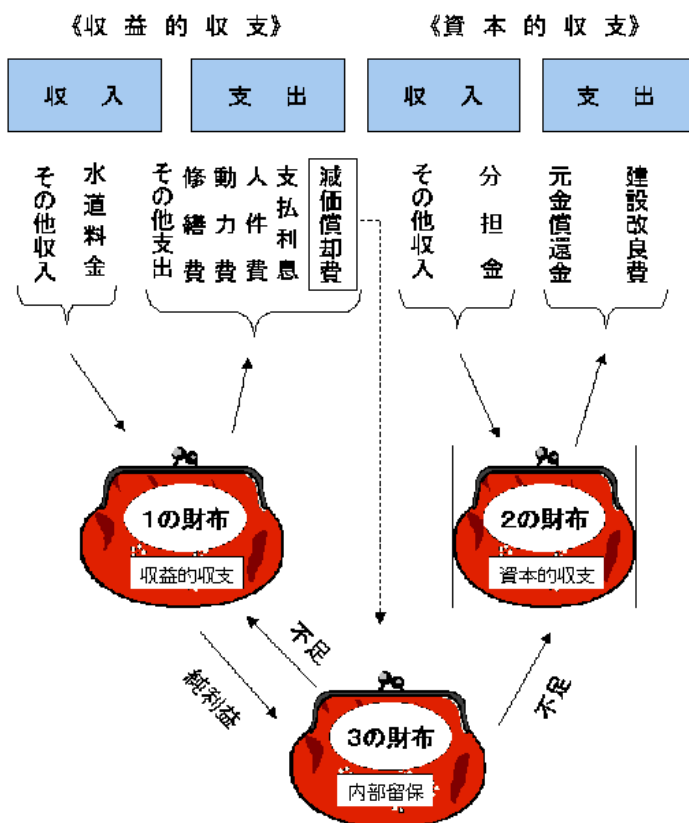


官公庁会計方式



水道事業会計 (公営企業会計) のしくみ

水道事業会計のしくみ (図解)



水道事業会計には、たとえばみると、3つの財布がある。

1番目の財布は、1年間に水を作るのにいくらかかり、その水を売っていくらの収入があったかによって、その年いくら儲かったか (純利益)、損をしたか (欠損) を知るための財布。この財布の収入は主に水道料金収入で、支出としては、受水費・人件費・動力費 (電気料等)・修繕費 (浄水場設備等)・減価償却費・資産減耗費などがある。

2番目の財布は、老朽化した施設や配水管を新しくしたり、水の需要が増加した時に新規に水を作る施設を建設するための財布。この財布の収入は分担金 (宅地内に水道管を布設する場合に納めるお金) などと1番目の財布からの補填。支出は、施設の改修や新設等の建設改良費や企業債償還金など。

ところで、1番目の財布と2番目の財布はお金が余っても足りなくても、1年ごとに財布の中味を空にする。では、この2つの財布の中味が足りなかったり、余ったりしたらどうするのか、そこで3番目の財布が必要になる。

この3番目の財布には今までの (前年までの) 1番目の財布の余りや将来の備え (純利益や減価償却費等) などが入れてあり、1番目と2番目の財布に不足が生じると、ここから補填する。いわゆる貯金みたいな性格の財布。

公営企業会計では1番目の財布のことを「収益的収支」(上記の概念図の黄色部)、2番目の財布を「資本的収支」(上記の概念図の青色部)、3番目の財布を「内部留保資金 (上記の概念図の緑色部)」と呼んでいる。

以上のことから、1番目の財布から余りが出て、3番目の財布にある程度の余裕がないと安定した水道事業経営ができないこととなる。